

財計第398号  
平成20年2月27日

日本産婦人科医会会長 殿

財務省主計局長 杉本 和行



出産費及び家族出産費の受取代理について（通知）

標記の件について、別紙のとおり各共済組合に通知したので、参考までに通知します。



## 出産費及び家族出産費の受取代理について

標記の件について、平成18年8月30日付で厚生労働省より「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理について」が通知されたところですが、組合員等が医療機関等の窓口において出産費用を支払う負担の軽減を目的として、下記の点に留意した取組が積極的に行われるようご検討をお願いします。

### 記

#### 第1 目的

出産費及び家族出産費（以下「出産費等」という。）の受取代理は、組合員が病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）を受取代理人として出産費等を事前に申請し、医療機関等が組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）に対して請求する出産費用の額（当該請求額が出産費として支給される額を上回るときは当該支給される額）を限度として、医療機関等が組合員に代わって出産費等を受け取ることにより、組合員等が医療機関等の窓口において出産費用を支払う負担を軽減することを目的とする。

#### 第2 対象者

受取代理の申請の対象者は、組合員（出産費貸付制度を利用する者を除く。）であつて、出産費等の支給を受ける見込みがあり、かつ出産予定日まで1ヶ月以内の者又は出産予定日まで1ヶ月以内の被扶養者を有する者とする。

#### 第3 受取代理の方法

##### 1 出産費等の受取代理に係る請求書の交付

国家公務員共済組合（以下「組合」という。）は、第2に定める対象者から出産費等の受取代理に係る請求書の交付申請を受けた場合、受取代理専用の出産費請求書（別添様式参照。以下「請求書」という。）を交付すること。

なお、請求書の交付の際には、以下の書類により、受取代理の申請対象者であることを確認すること。

- (1) 組合員証（被扶養者が出産する場合にあっては、組合員被扶養者証を含む。）
- (2) 母子保健法第16条第1項の規定により交付された母子健康手帳その他出産予定日を証明する書類

## 2 請求書の受付

組合員から、受取代理人となる医療機関等の記名・押印及びその他の必要事項が記載された請求書の提出があった場合には、出産日前であっても受け付けること。

請求書を受付後、速やかに受取代理人である医療機関等に対し、受取代理の申請を受け付けたことについて、書面により連絡すること。当該書面には、分娩後に受取代理人である医療機関等から送付される分娩費請求書及び出生証明書類の写しを組合に送付する必要があり、当該書類の送付がなければ出産費等の支給ができない旨記載するとともに、当該書類の送付先を明記すること。

なお、請求書の受付後に組合員が資格喪失等により出産費等の支給対象者でなくなった場合は、速やかに請求書を組合員に返戻するとともに、受取代理人である医療機関等に対しその旨連絡すること。

また、受取代理人である医療機関等以外で出産することとなった場合は、速やかに組合に申し出るよう組合員に周知し、組合員から当該申出がなされた場合は、請求書を組合員に返戻するとともに、受取代理人である医療機関等に対しその旨連絡すること。

## 3 出産費等の支払い

分娩後に受取代理人である医療機関等から送付される分娩費請求書及び出生証明書類の写しにより出産費等の支給要件を確認すること。

なお、出産予定日から相当の期間を経過しても、受取代理人である医療機関等から必要書類の送付がされない場合は、当該医療機関等に対し、書類の送付について確認の連絡をすること。

要件審査の結果、出産費等の支給を決定した場合、医療機関等から送付された分娩費請求書の写しに記載された請求額に応じて、次のいずれかの取扱いとすること。

### ア 請求額が35万円以上である場合

出産費等の全額を医療機関等の所定口座へ支払うこと。

(請求額が35万円超である場合は、当該請求額と35万円との差額は、組合員が医療機関等に支払うこととなる。)

### イ 請求額が35万円未満である場合

請求額として記載されている額を医療機関等の所定口座へ支払い、当該請求額と35万円との差額については、組合員に対し支払うこと。

なお、出産費等に係る附加給付を行う組合においては、35万円を超える附加給付相当額については受取代理の対象とせず、組合員に対し直接支払うこと。ただし、組合員、組合と医療機関等との間で、事前に附加給付相当額も含めて医療機関等に支払う旨の合意がなされている場合には、上記の取扱い中「35万円」を「附加給付相当額を含む支給額」として取り扱うものとする。

## 第4 その他留意事項

- 1 受取代理については、その導入が組合に義務付けられるものではないが、第1の目的に鑑み、特段の支障のない限り、その導入に努められたいこと。
- 2 受取代理の取扱いは、組合員及び医療機関等の間で、当事者の任意による代理契約により成立するものであり、組合員及び医療機関等に当該取扱いによる請求を強制するものではないこと。ただし、制度の不知等により、組合員が当該取扱いを受けられないことがないよう、その趣旨、申請手続等について、組合員等に対し、周知徹底に

努めるとともに、医療機関等に対し、当該取扱いについて理解が得られるよう周知に努めること。

- 3 受取代理に係る請求書は、通常の出産費等の請求書とは別に作成すること。また、受取代理に係る出産費等の請求者は組合員であり、請求書の提出は組合員が行うものであること。

(別添)

出 産 費  
請求書（事前申請用）  
家 族 出 産 費

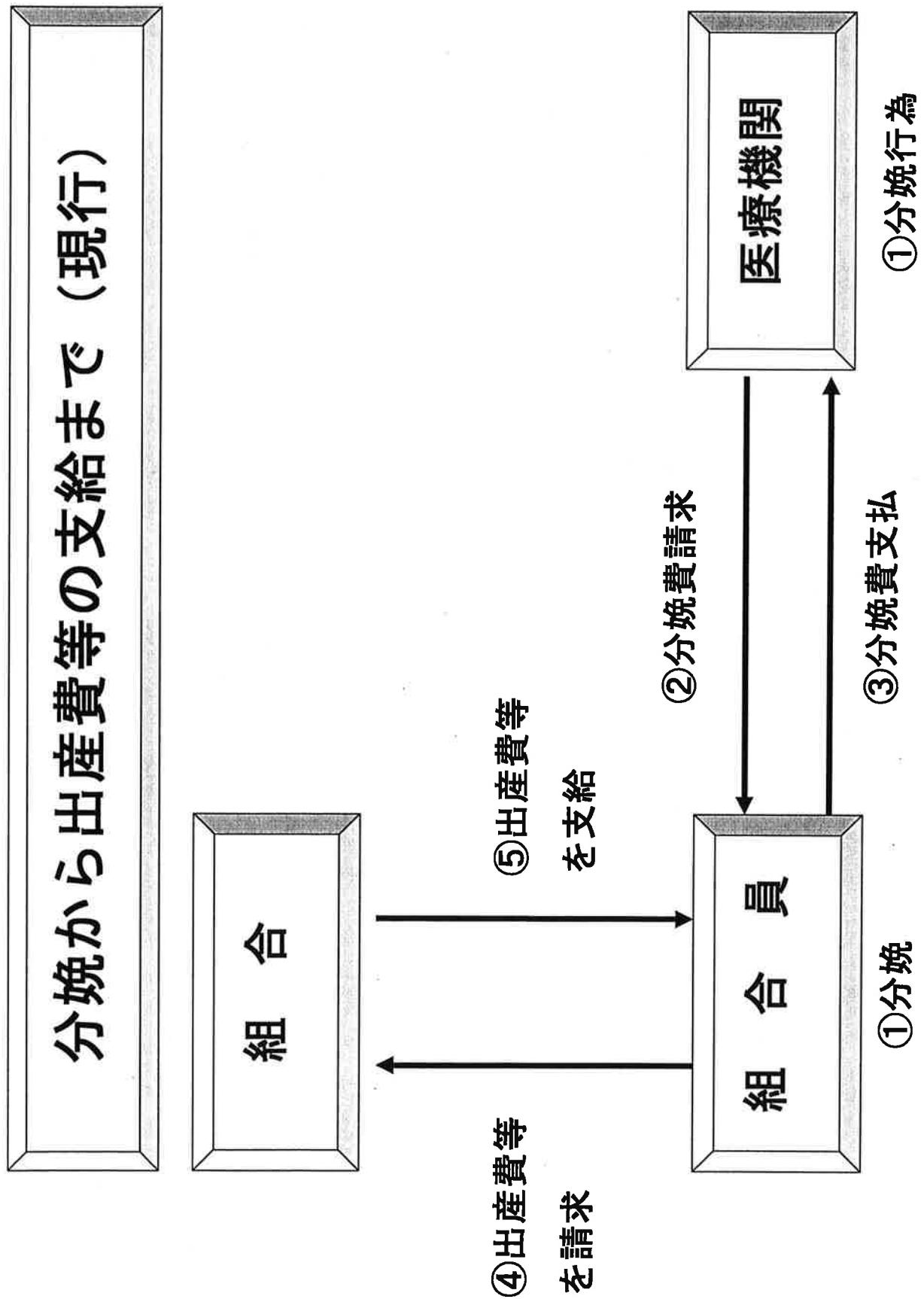
組合員が記入する欄	組合員証記号番号	組合員氏名	所属局(部)課 名	決定額	※	円	
	資格取得年月日		資格喪失年月日				
	出産者氏名		出産児氏名及び続柄				
	出産年月日	平成 年 月 日	出産の場所				
	請求額	出 産 費 ( ) 家 族 出 産 費 ( ) 計	円				
	出産に関する医師又は助産師の証明	平成 年 月 日 (妊娠 箇月) したことを証明する。	証明者 氏名	は出産、死産、早流産			
		平成 年 月 日		印			
上記のとおり請求します。 殿							
	請求者 氏名	住所	印				
平成 年 月 日							
組合員に対する支払金融機関の欄							
金融機関名	店名	預金種別	口座番号				

受取代理人の欄	甲( )は、乙( )を代理人と定め、次の権限を委任する。 甲が請求する出産費・家族出産費のうち、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額(上限35万円)の受領に関すること。						
	平成 年 月 日						
	甲(組合員)の住所 氏名	印					
	乙(代理人)の住所 氏名	印					
	受領代理人に対する支払金融機関の欄						
	金融機関名	店名	預金種別	口座番号			

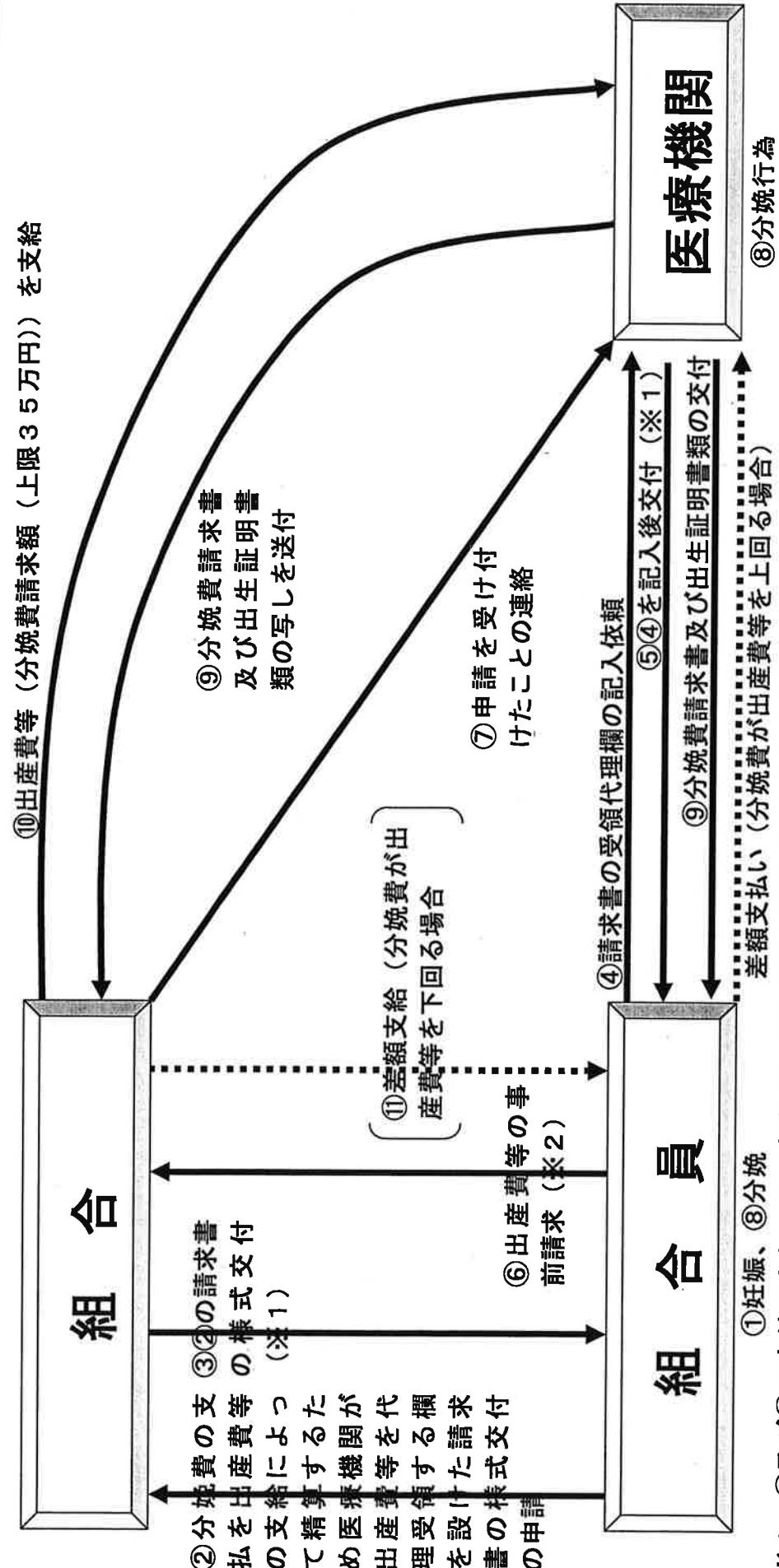
※印欄は記入しないで下さい。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(参考)



# 妊娠から出産費等の精算まで支給まで（改善案）



※1 ③及び⑤の交付に当たって、事実上組合及び医療機関の同意を得ることとなる。

※2 ⑥の事前申請は、出産予定日まで1ヵ月以内であることを要件とする（現行の出産費貸付制度を参考）。

※3 分娩行為（分娩費が出産費等を上回る場合）

※4 分娩行為